

## 1 改正特化則（溶接ヒューム）関係

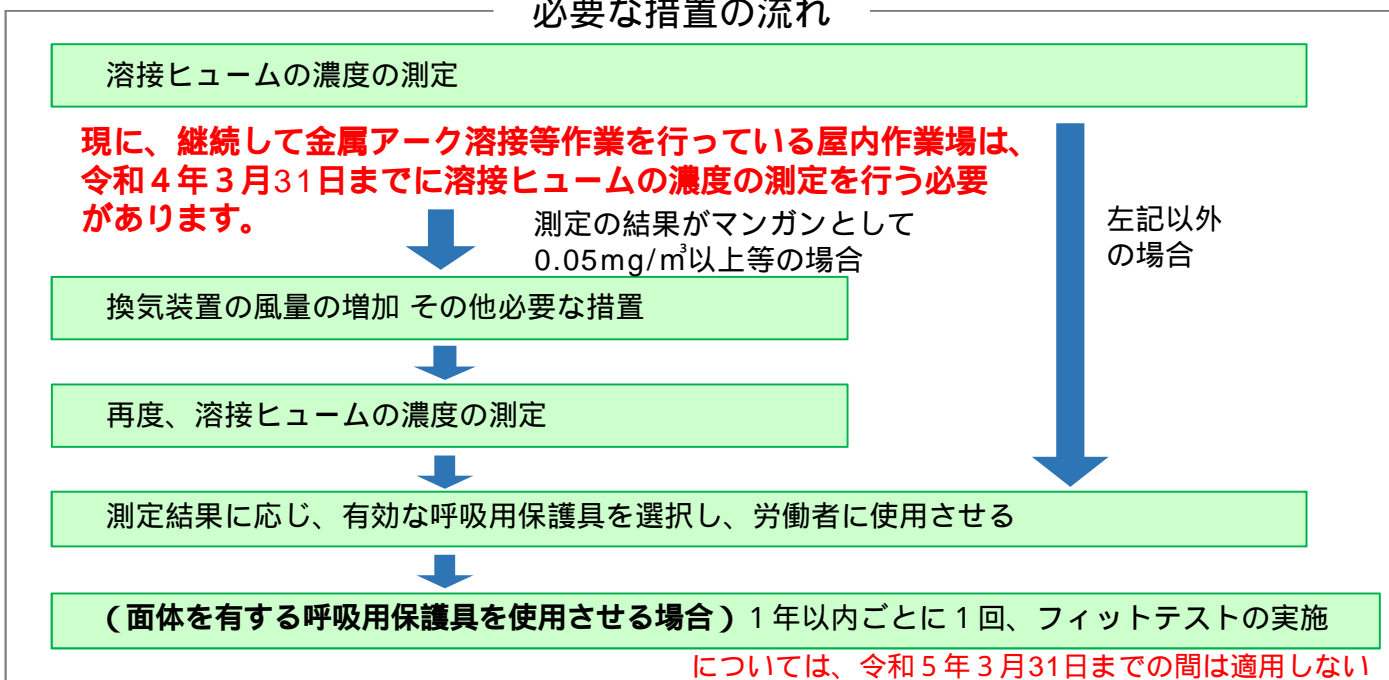
### （1）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

金属アーク溶接等作業を行わせる場合には、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、法令で定められた職務を行わせることが必要になります。

### （2）溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第2項～第8項）

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合には、当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です。

#### 必要な措置の流れ



## 2 改正石綿則関係

### （1）工事開始前の労働基準監督署への報告（石綿則第4条の2）

以下の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署への報告が必要です。

石綿事前調査結果報告システムのURL <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

#### 報告が必要な工事

- 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体工事・改修工事



### （2）工事開始前の石綿の有無の調査（石綿則第3条） 令和5年10月1日施行

工事開始前の石綿の有無の事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要があります。建築物石綿含有建材調査者講習を行える講習機関は県内では2機関あります。

#### 事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者